

業務仕様書

1 業務名

海外からの投資誘致業務

2 業務目的

対日直接投資は、海外からの高度な人材・技術・豊富な資金を呼び込むことでイノベーション創出や海外経済の活力の地方への取り込みにつながり、日本経済全体の成長力の強化や地域経済の活性化に貢献するもの（内閣府「対日直接投資促進戦略」）であり、今後の札幌市の経済発展にとっても重要である。しかしながら、外資企業からの札幌市の認知度は低いのが現状であり、外資企業の進出先として札幌市を選択してもらうためには、札幌市のビジネス環境や生活環境の魅力について認知してもらう必要がある。

本業務では、外国・外資系企業の進出や海外投資家からの対日直接投資を促進していくにあたり、札幌市の市場の有望性や立地環境の充実などの魅力を外資企業に対し、プロモーションを行うとともに、外資企業からの問い合わせや相談に対し個別対応することで、外資企業の札幌への誘致に繋げる。

3 委託期間

契約日から令和6年3月29日（金）

4 実施業務

(1) 海外でのプロモーション

札幌・北海道の魅力を外資企業に対して積極的にプロモーションするため、海外で開催される投資シンポジウムや海外展示会に2回以上出展する。

ア 出展内容

以下が出展を想定している展示会であるが、その他、プロモーションを実施するにあたり有効と思われる展示会があれば提案すること。

- ・ productronica 2023 – Trade Fair for Electronics Development and Production
（ミュンヘン/ドイツ）2023年11月14日～2023年11月17日
- ・ CES 2024 – Consumer Technology Association Tech Event
（ラスベガス/アメリカ）2024年1月9日～2024年1月12日
- ・ 台湾国際エネルギー見本市（台北/台湾）
2023年10月18日～2023年10月20日

イ 業務内容

(ア) 出展申し込み

- ・ 出展する展示会が確定次第、必要なブースについて主催者との調整、申込、ブース出展費用の支払を行うこと。
- ・ ブースはプロモーション及び出展する市内企業が外資企業との商談などの対応が可能な広さを確保し、出展場所等は委託者及び主催者と相談の上、決定すること。

(イ) ブース運営

- ・ プロモーションを効果的に行えるよう、ブースの設営を行うこと。設営にあたっては、札幌のビジネス環境や住環境について PR が可能となる装飾とすることとし、必要に応じ、観光プロモーションのポスター等も活用すること。
- ・ 出展期間中は委託者と調整をしながらブースの運営を行い、ブース来訪者やイベント参加者へのプロモーションを行うこと。なお、その際は通訳を配置する等、現地の言語対応を行うこと。
- ・ 各展示会にて、50 社以上と意見交換、交流することを目標とする。

(ウ) 出展企業募集

- ・ 展示会出展時には札幌市内企業の出展も併せて行うため、出展を希望する企業の募集を行うこと。なお、1-3 社程度の出展を目標とし、主催者と市内企業の調整等、出展にあたってのサポートを行うこと。

(エ) 現地経済団体等との面談

- ・ 展示会出展期間中、若しくは出展期間前後には、出展地域の経済団体等とのコネクションを構築するため、面談をセッティングすること。また、必要に応じ通訳を手配すること。

(オ) 運営人員・移動手段の確保

- ・ 展示会出展にあたっては、ブース運営が滞りなくなされるよう、十分な人員を確保すること。
- ・ 現地では必要に応じ、展示会場及び経済団体等との面談に必要となる、移動手段を確保すること。

(2) 国内でのプロモーション

既に日本に進出している外資系企業の 2 次投資誘致や在日大使館等へ札幌を PR するため、首都圏にてプロモーションを行う。別事業にて実施予定の以下アのセミナーへ、外資企業や在日大使館等の参加を促すこと。

ア 首都圏での企業誘致セミナー概要（予定）

実施時期：令和 5 年 11 月 3 時間程度

開催場所：東京

対象：首都圏の企業経営層

内容：市長挨拶、基調講演、本市立地企業によるパネルディスカッション、交流会

参加費：無料

イ 業務内容

(ア) 周知

広告掲載等、セミナー対象者へ訴求する PR を行い、外資企業及び在日大使館等の参加者について 50 人以上の集客を目標とすること。なお、PR にあたっては、アのセミナー実施者と連携、調整の上行うこと。

また、在日大使館等も対象とすることから、委託者と調整の上参加への直接の働きかけも行うこと。

(イ) 同時通訳の手配

在日大使館等も対象とすることから、英語対応可能な通訳及び同時通訳に係る機材の手配を行うこと。また、セミナー会場内に遮音性の高いブースを配置若しくは同会場の別部屋を用意するなど、通訳を行うスペースの確保を行うこと。

(3) 外資企業相談対応

(1)(2)のプロモーションを行うことで、外資企業からの問い合わせが増加することが見込まれるため、外資企業からの問い合わせ受付窓口を設置し、札幌市の補助金の紹介や外資企業の相談、質問に英語にて対応すること。また、必要に応じ英語以外での言語での対応も行うこと。窓口についてはメールアドレス、電話番号のいずれか、もしくは両方を整備すること。また適宜、専門機関等への引継ぎを行い、札幌進出への支援を行うこと。

(4) 広報媒体の作成

(1)(2)のプロモーションにて使用するパンフレットなどの広報媒体をデザインの上、英語の広報媒体を 500 部用意すること。なお、札幌市の魅力が十分に伝わる効果的な PR 媒体となるよう、内容については受託者と綿密な協議の上決定すること。

(5) その他提案事項

(1)～(4)以外にも、海外プロモーションで配布するノベルティの作成や国内でのプロモーションなど、効果的な取組や手法があれば、提案すること。

5 実施報告（成果物）の提出について

前項 4 に掲げた業務について、業務報告書を、紙媒体で 1 部、及び電子データにより提出すること。提出の期日は令和 6 年 3 月 29 日（金）とする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

8 その他特記事項

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (9) 本業務の遂行にあたって、企業及び参加者からの申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合も、受託者が迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。

9 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側
札幌市経済観光局 経済戦略推進部 産業立地・戦略推進課
電話：011-211-2362 E-mail：global@city.sapporo.jp

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、又は認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。